

## インドネシアにおける司法制度の概要(2)

JICA長期派遣専門家

間 明 宏 充

前回に引き続き、インドネシアにおける司法制度の概要及び裁判官の執務状況等について報告する<sup>1</sup>。

### 第3 通常裁判所裁判官のキャリア形成

インドネシアにおいても、裁判官は概ね2年から3年ごとに他の裁判所に異動する（任官後の最初の異動は4年後）。もっとも、同一系列内での異動に限定され、他の系列の裁判所（通常裁判所から宗教裁判所へなど）に異動することはない。上級・下級裁判所間の異動については、日本と異なり、地方裁判所から高等裁判所への異動が通常であり、高等裁判所での勤務経験がある裁判官が、地方裁判所へ異動することは原則としてない<sup>2</sup>。

任官直後の裁判官であっても、取り扱うことができる事件に差異はなく（特別法廷が管轄する事件は除く。）、日本の判事補制度と異なるところである。

事件は、原則として3人の裁判官で構成される合議体で審理されるが、一部の汚職事件については5人の裁判官で構成される合議体で審理される。なお、訴額が少額の事件については、単独体でも審理されることがある。

日々の事件処理や裁判官同士の合議を通じて、自己研さんに励むという点では、日本と共通するが、上記のように、高等裁判所から地方裁判所への異動がないことから、日本のように、高等裁判所での経験を活かし、地方裁判所で日々の事件処理を通じて若手裁判官の指導に当たるといったことがない（高等裁判所の裁判官が、司法研修所で実施される研修の講師を務めることはある。）。また、知的財産関係事件につき、商事裁判所がした第一審判決に対する不服申立ては、最高裁判所への上告となることから、高等裁判所に異動してしまうと、その後は民事分野の知的財産関係事件に接する機会が極めて少なくなる。

### 第4 執務環境

#### 1 執務室

中央ジャカルタ地方裁判所（Pengadilan Negeri Jakarta Pusat）では<sup>3</sup>、裁判官の執務室は

<sup>1</sup> 以下の脚注に記載した各資料のほか、Agus 裁判官（司法研修所裁判実務研修部長）及び Ennid 裁判官（司法研修所教官）、Rahmi 裁判官（最高裁判所特別民事室書記官）及び Joko 弁護士等からのヒアリングに基づく。なお、Ennid 裁判官及び Rahmi 裁判官は、いずれも ICD による第3回インドネシア裁判官人材強化共同研究（2014年2月実施）及び JICA による第1回合同本邦研修（2016年7月実施）の参加者である。

<sup>2</sup> 松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号（2011年12月号）118ページ。法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/content/000112969.pdf>）参照。

<sup>3</sup> 他の裁判所における裁判官の執務室の状況については、調査未了である。

3名の相部屋となっている。

かつては、合議体を構成する3名の裁判官が1つの部屋で執務していたが、裁判官の異動に伴う調整が困難であるとして、現在は、異なる部屋で執務する裁判官同士で合議体を構成することが多いようである。そのため、合議も裁判官室ではなく、空いている調停室<sup>4</sup>や会議室等を利用して行っている。

## 2 事件処理のための文献、資料等

### (1) 法令集

現在のところ、日本のように、裁判官一人ひとりに法令集が配付されるという体制にはなっていない。法令の条文を参照したい場合には、裁判所の図書室等に備え付けられている法令集を利用するほか、最高裁判所<sup>5</sup>、国家官房 (SEKNEG)、その他各省庁のウェブサイトに掲載されている法令情報を利用している。もっとも、大都市圏以外の裁判所などでは、電力事情等により、常にインターネットが使えるとは限らず、必要な時に必要な情報にアクセスできない場合もあるという。

知的財産権に関する法律及び規則等をまとめた法令集なども、法務人権省知的財産総局 (DGIP) から出されている。裁判所に所蔵されているほか、個人的に入手して執務に活用している者もいる。

### (2) 判例集

最高裁判所の判例については、単なる参考ではなく、これに沿った判断をすべきと考える裁判官が多い。

最高裁判所の判例集<sup>6</sup>は、年1回、各裁判所に配付され、図書室に所蔵されている。登載判例は、最高裁判所判事等で構成される委員会で検討、決定されている。もっとも、登載数は、民事事件、刑事事件等を合わせて10件弱にすぎず、知的財産関係事件が必ず登載されているとも限らない。

このほか、民間の出版社から、商事裁判所が管轄する事件のほか、会社紛争事件、一般民事事件、税金訴訟などといった特定の分野の裁判例を集約した書籍も売られている。

最高裁判所では、ウェブサイトでの裁判例の公開も進めている<sup>7</sup>。最高裁判所の判決については2013年から、下級裁判所の判決については2014年から、それぞれ当該ウェブサイトでの公開が開始され、2015年には、下級裁判所も含め、同年中にされたす

<sup>4</sup> 遮音対策が施されていないのか、廊下からの声が筒抜けだったり、ドアに設けられているのぞき窓に目隠しがなく外から丸見えだったり、いくつか異なる点は散見されたが、部屋の大きさや机、椅子の塩梅などは、日本の裁判所に設置されている準備手続室や調停室とほぼ似た作りとなっている。

<sup>5</sup> 最高裁判所法文書・情報ネットワーク (<https://jdih.mahkamahagung.go.id/>)

<sup>6</sup> たとえば、Yurisprudensi Mahkamah Agung RI Tahun 2015 (ISBN 978-979-8512-88-9)。

<sup>7</sup> <http://putusan.mahkamahagung.go.id/>

すべての裁判<sup>8</sup>が当該ウェブサイトに掲載されたという。もっとも、それ以前のものについては、掲載済みのものは一部にとどまる<sup>9</sup>。

### (3) 執務資料

最高裁判所は、裁判実務に関する執務資料を作成し<sup>10</sup>、各裁判所に配付しているが、1つの裁判所にそれぞれ5冊程度が配付されるにとどまる。そのため、小規模庁ではすべての裁判官の手元に届くが、大規模庁では、裁判官の数や執務室の数にも到底及ばないことから、図書室に所蔵されたものを各裁判官が参照しているのが現状である。

また、最高裁判所規則 (Peraturan Mahkamah Agung (PERMA)) 及び回状 (Surat Edaran Mahkamah Agung (SEMA)) をまとめたものも、執務資料として各裁判所に配付されている<sup>11</sup>。

### (4) 概説書・注釈書

インドネシアにおいても、さまざまな法分野に関し、大学教授や実務家が執筆した概説書や教科書が入手でき、裁判官も事件処理等の際に利用している。こうした書籍は、裁判所の図書室にも所蔵されているが、自費で購入して実務に用いている者も多いそうである。

これに対し、コンメンタールのような法令の注釈書はない。インドネシアでは、法律が制定される際、条文そのものとともに、条文ごとの説明 (penjelasan) も併せて公布されている。しかし、当該説明についても、大半の条文については「自明である (cukup jelas)」として特段の記載がなく、十分なものとはいえないように思われる。

個別の事件において法令の解釈が問題となる場合には、学識経験者や実務家から意見を聴取している<sup>12</sup>。知的財産関係事件では、商標の類否といった非技術的事項についても、法務人権省知的財産総局の職員に意見を述べてもらうのが通例であるという。こうした専門家による意見は、必ずしも統一されたものではないところ、裁判官が当該意見に強く依拠して判断していることが、最終的な結論にブレが生じる一因となっているとの指摘もある。

### (5) 実務書等

裁判実務を解説した書籍も公刊されているが、知的財産分野のものは知られていな

---

<sup>8</sup> インドネシア語で *putusan* という単語が使われているが、日本の民事訴訟手続における判決のみを意味するのか、決定も含むのかについては、はっきりしない。

<sup>9</sup> Supreme Court of the Republic of Indonesia, Annual Report 2015 Executive Summary, p.18

<sup>10</sup> Pedoman Pelaksanaan Tugas dan Administrasi Pengadilan dalam Empat Lingkungan Peradilan (四裁判系列における裁判の実務及び管理に関するガイドライン) など。

<sup>11</sup> Himpunan Surat Edaran Mahkamah Agung (SEMA) dan Peraturan Mahkamah Agung (PERMA) Tahun 2000-2014 (最高裁判所回状及び最高裁判所規則集) など。

<sup>12</sup> 鑑定人か、専門委員類似の制度なのかなど、訴訟法上の位置づけについては、調査未了である。

い。また、学位を取得するために博士論文等を作成する場合を除き、裁判官が、実務書や法律雑誌等に掲載される論文、裁判例の解説等を執筆することはほとんどなく、仮に出版社等から執筆依頼があっても断ることが多いという<sup>13</sup>。

#### (6) 勉強会等

裁判官同士の勉強会を兼ねた所長とのミーティングが定期的に行われている。

また、破産管財人との勉強会など、裁判所外部の者との協議会や勉強会も開催されることがある。

### 第5 知的財産関係事件第一審の訴訟運営

#### 1 裁判体

知的財産関係事件（本稿では、民事事件に限定する。）の第一審は、中央ジャカルタ地方裁判所を含め、全国5か所の地方裁判所に設けられた商事裁判所が管轄を有し、3名の裁判官で構成される合議体によって審理が行われる。裁判官の異動や担当事件の状況等に鑑み、概ね6か月ごとに合議体の構成が変更されるが、一つの事件を担当している間に合議体を構成する裁判官が変わらないよう配慮されているということである。

#### 2 事件配てん

事件の配てんは、所長（Ketua）の権限とされており、各裁判官の事件数や経験、専門性、当事者との人的関係（除斥、忌避事由の存否など）を考慮して配てん先が決められている。

#### 3 合議体による審理

中央ジャカルタ地方裁判所やスラバヤ<sup>14</sup>地方裁判所（Pengadilan Negeri Surabaya）のような大規模庁においては、いずれの裁判官も他の地方裁判所の所長を務めたことがあるなど、相応の実務経験を有し、キャリアにも特段の差異がないことから、事件ごとに合議体を構成する裁判官が順番に裁判長を務め、判決起案も当該裁判長が行っている。

これに対し、他の中小規模の地方裁判所においては、まだ経験が浅い裁判官も多く配属されていることから、キャリアが長い者が裁判長を務め、経験の浅い者が判決起案をし、裁判長がその指導をするということが行われている。

管轄の有無、人証の採否などの判断のほか、訴訟の進行管理等についても、裁判体の合議によって決定されている。

<sup>13</sup> 裁判官が他人の裁判を批評することは禁忌とされているためであるという説明を受けたが、その根拠については調査未了である。

<sup>14</sup> スラバヤ（Surabaya）は、ジャワ島東部に位置し、ジャカルタに次ぐ、インドネシア第2の都市といわれている。

#### 4 審理期間

知的財産関係事件においては、侵害訴訟及び審決取消訴訟に相当する事件のいずれについても審理期間が法定されており、原則として、特許権に関するものは180日以内、それ以外の権利に関するものは90日以内に判決をしなければならない。

ところで、インドネシアの各知的財産関係法の定義規定において、「日」とは業務日をいう、とされている一方で、上記の審理期間を含め、訴訟手続に関する期間に係る条文の解説では、「日」とは暦日をいう、とされているため、「日」の解釈を巡る紛争が絶えないようである。

#### 5 事件数

裁判情報検索システム<sup>15</sup>を利用して、各裁判所に係属した裁判に係る情報を入手することができる。当該システムを参照して、中央ジャカルタ地方裁判所における知的財産関係事件の新受件数を積算した。なお、当該システム上、意匠権に係る裁判情報が見当たらなかったが、実際に訴訟が提起されていないのか、それとも単に情報が登録されていないことに起因するのかは不明である。そのため、これらの数値については、飽くまでも全体の傾向を把握するための参考としてのみ利用していただきたい。

種類/年	2014	2015	2016	2017(~6月)
著作権	2	5	5	1
商標権	75	77	65	29
特許権	6	2	3	7
合計	83	84	73	37

なお、他の商事裁判所における知的財産関係事件の新受件数は、詳細は割愛するが、スラバヤ地方裁判所で10から20件/年程度、その余の地方裁判所でそれぞれ数件/年程度である。

<sup>15</sup> 中央ジャカルタ地方裁判所に係属した裁判の情報は <http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/> から参照できる。この点については、日本よりもより容易に情報にアクセスできる環境が構築されているとの印象を受ける。